

投資信託積立取引取扱規定・新旧対照表

(下線が改定部分)

旧	新
<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定） (1) <u>⑦（記載なし）</u></p> <p>(3) 第1項第2号、第3号又は第4号の場合の指定金融機関口座からの引落し又は第6号の場合の決済サービスからの決済の後、当該金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</p> <p>第4条（申込方法） <u>⑧（記載なし）</u></p> <p>第5条 (1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第6号イ又は同号ハに定める金額（以下「NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、<u>お客様の指定がなくとも、お客様が当初指定された金額のうち、NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠に達するまで指定投資信託を買い付けるものとします。</u></p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>第3条（払込方法の指定） (1) <u>⑦ 当社又は当社が指定するポイント発行業者（以下、「ポイント発行業者」といいます。）が発行するポイントの利用により払い込む方法。なお、この方法による各買付日における払込に利用されるポイントの種別は、各買付日における利用ポイント種別の判定時点において、お客様の証券総合取引口座において利用可能なポイント種別の状況に基づき決定されます。</u></p> <p>(3) 第1項第2号、第3号又は第4号の場合の指定金融機関口座からの引落し、<u>第6号の場合の決済サービスからの決済又は第7号のポイントの利用による払い込みの後、当該金銭又は利用されたポイントに対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。</u></p> <p>第4条（申込条件） <u>⑧ 前条第1項第7号により払込みを行う場合で、ポイント発行業者が発行するポイントを利用するとき、お客様の証券総合取引口座の名義と当該ポイント発行業者のポイントサービスでの名義が同一である必要があります。</u></p> <p>第5条 (1) お客様は、毎月当社の定める日又はお客様が指定した日（以下「買付日」といいます。）に、当社の定める範囲の金額・単位で、指定投資信託の買付けを行うよう指定することができます。ただし、買付けにより租税特別措置法第37条の14第5項第6号イ又は同号ハに定める金額（以下「NISAのつみたて投資枠又は成長投資枠の当年の非課税投資枠」といいます。）を超えることとなる場合は、<u>お客様が指定した払込方法に応じて次の各号に定めるとおり取り扱います。</u></p>

第10条 略

第11条（解約）

本サービスは本条各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。ただし、本条第6号の事由に該当する場合は、該当する銘柄のみ解約されるものとします。

⑧その他当社が本サービスの解約が必要であると合理的に認める場合

⑨（記載なし）

第12条（その他）

(3)

⑥（記載なし）

(4) 当社、収納代行業者、指定金融機関、クレジットカード会社又は資金移動業者は、当社、収納代行業者、指定金融機関、クレジットカード会社又は資金移動業者の故意又は重過失なくしてお客様又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。

(2025年7月31日)

第10条 略

第11条（解約）

本サービスは本条各号のいずれかに該当した場合に解約されるものとします。ただし、本条第5号の事由に該当する場合は、該当する銘柄のみ解約されるものとします。

⑧お客様が、第3条第1項第7号で規定するポイント発行業者のポイントサービスを解約された場合、ポイント発行業者の規約に基づく利用停止を受けた場合又は利用資格を喪失した場合

⑨その他当社が本サービスの解約が必要であると合理的に認める場合

第12条（その他）

(3)

⑥ポイント発行業者がポイントサービスの取り扱いを終了したとき又は当社が当該ポイント発行業者との加盟店契約を終了したとき

(4) 当社、収納代行業者、指定金融機関、クレジットカード会社、資金移動業者又はポイント発行業者は、当社、収納代行業者、指定金融機関、クレジットカード会社、資金移動業者又はポイント発行業者の故意又は重過失なくしてお客様又は第三者に生じた損害について、その責を負いません。

(2026年3月26日)